3.2.6
42

法人

かゝる配慮なき行政間のあらゆる不当なる圧迫を排除し労働の執権果敢なる闘争を展開することを期して闘いぬかなければならない。

以上

昭和三年一月十六日

労働農民党并一個中央執行委員会

一月三十日

労農党ノ運動ニ対シ第二回全国一斉ニ行ハレタル検挙ニ関シ左ノ如キ抗議ヲ為スコトヲ決シ一月三十日午後十時ヨリ芝山内山下ニテ開催シタル第十回中央委員会ニ提出シ其ノ協議ヲ為サシムルコトニ決ス

一、全国各府県